

議案第176号

川崎市市税条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成24年11月26日提出

川崎市長 阿部孝夫

川崎市市税条例の一部を改正する条例

川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第23条の5第1号中「する寄附金」の次に「（次項に規定する寄附金を除く。）」を加え、同条に次の1項を加える。

2 法第314条の7第1項第4号に規定する条例で定める寄附金は、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人の行う同条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与するものとして、別に定める条例において規定する特定非営利活動法人に対するもの（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。）とする。

第23条の6の見出し中「指定手続」を「指定手続等」に改め、同条中「前条」を「前条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前条第2項の規定による寄附金を受け入れる特定非営利活動法人に係る基準、手続等は、別に条例で定めるところによる。

第29条第1項中「から第4項まで」を「から第5項まで」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の条例第23条の5第2項及び第29条第1項の規定は、平成25年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成24年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(川崎市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 3 川崎市市税条例の一部を改正する条例（平成20年川崎市条例第38号）の一部を次のように改正する。

附則第6項中「川崎市市税条例の一部を改正する条例（平成23年川崎市条例第27号）による改正後の条例第23条の5」を「川崎市市税条例の一部を改正する条例（平成24年川崎市条例第 号）による改正後の条例第23条の5第1項」に、「同条第2号」を「同項第2号」に改める。

(川崎市市税条例の一部を改正する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 前項の規定による改正後の川崎市市税条例の一部を改正する条例附則第6項の規定は、平成25年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成24年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

参考資料

制 定 要 旨

地方税法第314条の7第1項第4号に規定する寄附金について、個人の市民税の寄附金税額控除の対象とするため、この条例を制定するものである。